


千葉大学園芸学部



松戸市特別保全樹林地

千葉大学園芸学部



松戸市の条例による制度	特別保全樹林地
根拠法令	市内全域 保全樹林地を基本とし、 特別保全樹林地に指定し、担保性の向上を図る。
対象	潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な樹林地
指定基準	指定状況 (H21.4.4) 9.1 58,115 46,978 m ²
指定期間	指定期間 10 年以上
所有者への優遇措置等	管理費の一部を助成 (年額 30 円/m ²) 市で賠償責任保険に加入し、倒木等の損害賠償を補償
管理形態	所有者による管理
行為制限	宅地の造成、木竹の伐採、建築物等の新築等は市長と協議が必要。 (指定期間内にあっては所有者による解除申請が可能)